

財務省告示第二百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣 伊吹 文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百七

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

三 法律及びその 条第一項及び第六十二条第一項

の条項及びその 社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

機関は日本銀行とする。の振替

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法 う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）、「価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が行われる入札

で競争入札と同時に行われる入札



八		口		イ		七		二		八		口		
特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非
別	債	発	競	札	格	込	争	入	価	・	別	債	発	競
参	市	行	争	発	競	金	札	格	第	第	参	市	行	争
加	場	入	入	行	争	額	発	競	加	加	場	場	入	入
千	千	百	百	十	一		で	た	条	特	で	た	条	特
円	三	五	二	八	兆		九	利	第	別	千	利	第	別
	百	十	十	万	五		億	付	一	会	三	付	一	会
	八	円	五	円	千		円	国	項	計	百	国	項	計
	十	億	七	四				債	の	に	八	債	の	に
	八	千	七	百				に	規	定	十	に	規	定
	億	千	七	十				つ	定	する	億	つ	定	する
	九	五	十	八				い	に	法	七	い	に	法
	百	百	八	億				て	基	律	千	て	基	律
	七	八	十	千				、	づ	第	五	、	づ	第
	十	八	三	百				額	き	四	億	額	き	四
	一	万	万	四				面	発	行	七	面	発	行
	万	二						金	行	十	億	金	行	十
	六							額	し	六	七	額	し	六

う、特別会計に関する法律第  
 四十六條第一項の規定は、  
 発行した利付国債の額、  
 億二千四百五十万圓、  
 二条第一項の規定に基  
 した利付国債の額、  
 金額で二千七百九十億  
 百五十五万圓



十 十  
三 二

入 利 初  
札 率 期  
発 行 子

年〇・八パーセント  
平成二十一年二月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四

第 二 期  
の 利 子

毎年二月十五日及び八月十五日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十 五

償 還 期 限

平成二十二年八月十五日  
額面金額百円につき百円

十 六

償 還 金 額

日本銀行

十 八

入 札 参 加

財務大臣から通知を受けた者

十 九

払 込 期 日

平成二十年八月十五日